

別表六(六)

11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度  
法人名

別表六(六) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

試験	試験研究費の額	1	特別試験研究費の税額控除	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「20の②」)	17
	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	2		当期分の特別控除額 (16) - (17)	18
18欄	試験研究費割合 (4)	3	前	差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } (7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19
11欄	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の4第2項」 ②区分番号に、「00007」 ③適用額欄に、当該別表六(六)18欄の金額(円単位)を記載してください	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の4第1項」 ②区分番号に、「00006」 ③適用額欄に、当該別表六(六)11欄の金額(円単位)を記載してください		繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20
			平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21	
			平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22	
			計 (20) + (21) + (22)	23	
			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (別表六(六)付表「1の①」) ≤ (別表六(六)付表「3の②」)の場合は0)	24	
額	税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	繰	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「17の②」+「18の②」)	25
に	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」)	7		当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26
除	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「19の②」)	10	分	法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11		特別試験研究費の額の明細	
特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の額 (29)の計	12	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の4第3項」 ②区分番号に、「00008」 ③適用額欄に、当該別表六(六)26欄の金額(円単位)を記載してください	試験研究等の内容	特別試験研究費の額
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ - ((4)又は(5))	13			
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14			
	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15			
	当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16		計	